

総行政第304号
平成21年10月1日

各都道府県
各政令指定都市

総務担当部局長 殿

総務省地域力創造グループ地域政策課長

新型インフルエンザに係る地方公共団体の対応について

本日、政府においては、新型インフルエンザ対策本部会合（第5回）が開催され、別添のとおり基本的対処方針が改定されるとともに、「新型インフルエンザ（A/H1N1）ワクチン接種の基本方針」が決定されました。

基本的対処方針の中では、今回のウイルスの特徴を踏まえ、①国民生活や経済への影響を最小限に抑えつつ、感染拡大を防ぐとともに、②重症者や重篤化しやすい基礎疾患を有する者等を守るという目標を掲げ、対策を講じることが適当であるとされているところです。

また、本日、総務省においても対処方針を改定し、ワクチン接種に関する地方公共団体への財政支援を行うこととしたところです。

今後、新型インフルエンザの流行が懸念される中、住民への適時適切な情報提供、医療体制の整備、患者の搬送等において、地方公共団体の適切・的確な対応が極めて重要ですので、これらの基本的対処方針等を踏まえ、引き続き新型インフルエンザ対策に全庁をあげて取り組んでいただきますようお願いいたします。

また、貴都道府県内の市区町村に対しても、この趣旨の徹底を図られるよう周知方よろしくお願いいたします。

（添付資料）

- 基本的対処方針
- 新型インフルエンザ（A/H1N1）ワクチン接種の基本方針
- 総務省対処方針
- 医療の確保、検疫、学校・保育施設等の臨時休業の要請等に関する運用指針

（二訂版）

（連絡先）
総務省地域力創造グループ地域政策課
電話 03-5253-5523
総務省大臣官房企画課
電話 03-5253-5157
総務省自治財政局調整課
電話 03-5253-5619